

平成29年7月19日

学長選考等に関する検討委員会
委員 各位

奈良県立医科大学学長選考会議
議長 川副浩平

諮問書

大学の経営状況が全国的に厳しさを増す中で、学長にはこれまで以上に高い大学マネジメント能力が求められています。そのため国においては、学長候補者の選考にあたり、学長選考組織の主体性と選考基準・方法の透明性を確保することとし、また学長の任期についてはリーダーシップを発揮できるよう設定することとしています。

そこで、奈良県立医科大学学長選考会議は、大学のビジョンの実現に向けて大学を委ねられる学長候補者の選考が可能となるよう、この度の学長選考にあたり学長選考等に関する規程の改正を決定しました。

つきましては、下記事項につき、貴委員会のご意見を賜りたく諮問いたします。

記

【諮問事項】

1. 学長選考方法について
 - 学長選考方法の基本方針
 - 意向調査の取り扱いについて
 - 学長選考の具体的な方法
2. 学長の任期について
 - ※ 諮問理由は別紙1及び2

【答申を希望する時期】

平成29年8月20日 目途

【諮問事項】

学長選考方法について

- 学長選考方法の基本方針
- 意向調査の取り扱いについて
- 学長選考の具体的な方法

【諮問理由】

理由その1

学長選考における国の基本的な考え方は、平成26年2月12日に公表された「中教審大学分科会審議まとめ」ならびに、平成26年6月27日の学校教育法及び国立大学法人法の改正に関連して平成26年8月29日に文部科学省高等教育局長と研究振興局長連名で出された「文科省局長通知」に記されているところです。すなわち、「学長等選考会議は、候補者の推薦への関与、所信表明の機会の設定やヒアリングの実施、質問状の公開など適切な方法を通じて、主体的な選考を行うこと。」とし、いわゆる意向投票については「過度に学内又は機構内の意見に偏るような選考方法は、学内又は機構内のほか社会の意見を学長又は機構長の選考に反映させる仕組みとして設けられた学長等選考会議の主体的な選考という観点からは適切でないこと。」が明言されています。

しかるに本学では、現行の「奈良県立医科大学学長選考等に関する規程」の第11条(※1)に則って意向投票が行われ、その結果をそのまま学長選考会議の選考結果としてきた実情があります。そこで学長選考会議は、学長選考方法に学校教育法改正や文科省局長通知の意図を反映させる必要があると判断しました。

(※1)奈良県立医科大学学長選考等に関する規程(抜粋)

(学長候補者の決定)

第11条 選考会議は、第8条の規定による意向調査の結果を踏まえて、知事へ申出を行う学長候補者を決定し、その氏名を学内に公示する。

理由その2

2014年6月27日に改正学校教育法が公布され、2015年4月1日の施行までの間に全国の大学において、改正学校教育法に沿って学則の変更が行われました。本学にお

いても学則が変更されましたが、学長選考等に関する規定については、「2015年4月以降に国立大学の状況を確認したうえで、判断する。」と先送りされた経緯があります。

以上、諮問事項について御答申を賜りますようお願い申し上げます。また意向投票に変わる意向調査のあり方について、具体的な方策を加えてご教示いただきますようお願い申し上げます。

別紙2

【諮問事項】

学長の任期について

【諮問理由】

上記の平成26年2月12日付「中教審大学分科会審議まとめ」及び平成26年8月29日付「文科省局長通知」では、「各大学の中長期的なビジョンを踏まえながら、安定的なリーダーシップを発揮できるよう、それぞれに適した年数の任期を設定すべきである」「学長選考組織等において、より安定的な運営が可能となるような任期を設定していくべきである。」と明記されています。他大学が任期を延長もしくは撤廃する傾向がある中で、本学学長の任期4年、再任任期2年の計6年は、中長期ビジョンの実現には必ずしも十分な任期と言えず見直しを要すると思われれます。また現在の規程に従えば、現職の再任任期2年に対し新任の任期が4年であるため、選考過程において候補者間のビジョン等の比較が同じ基準では行い難いなどの問題を含んでおります。

以上、諮問理由に述べました諸事情をご賢察の上、諮問事項について御答申を賜りますようお願い申し上げます。